

日本語教育実習の仕組み(案)

日本語教育実習の履修・修了を資格取得要件の一つとする。

(日本語教育実習とは、日本語学習者等に対して、実際に日本語の指導や授業分析・評価を実施することを通じて、公認日本語教師として必要な技能・態度に含まれる実践力を習得するために行う教育活動を指す。)

文部科学大臣

指定

申請

指定日本語教師養成課程

大学等における
日本語教師養成課程
(1単位以上)

または

専門学校等の
日本語教師養成課程
(45単位時間以上)
※1単位時間は45分以上

日本語教育実習の内容等

- ・原則として対面で以下の内容を学習する。
 - (1)オリエンテーション
 - (2)授業見学
 - (3)授業準備
 - (4)模擬授業
 - (5)教壇実習(※)
 - (6)教育実習全体の振り返り

- ・専任の教育実習担当教員を1名以上配置
- ・各機関における教育実習担当教員の数は以下の通り。

- ①大学等: 1課程につき一人以上
- ②専門学校等: 1コースにつき一人以上

教壇実習の実施に際しては実習施設を利用

実習施設

◆実習施設(例)

- ・学校教育法第1条に定める学校
- ・法務省が告示をもって定める日本語教育機関
- ・自治体が設置する地域日本語教育機関等
- ・就労者に対する日本語教育を提供する日本語教育機関

など

- ・原則として5名以上の日本語学習者に対するクラス指導で、実習生一人につき1単位時間以上の指導を2コマ以上実施。

- ・実習指導者の数は
実習生20人につき一人以上

修了者による
修了証明書の提出

指定登録機関

【提出書類(案)】

- ①大学等
単位履修証明書または日本語教師養成課程修了証明書
- ②専門学校等の日本語教師養成課程
教育実習履修修了証明書
または日本語教師養成課程修了証明書

日本語教育実習の履修・修了

公認日本語教師を目指す者